

# 我孫子市住宅リフォーム補助および 被災住宅修繕支援 8月16日から受付開始

## ●住宅リフォーム補助制度

市内の住宅関連産業の活性化および定住化促進を図るため、登録された市内事業者により自己所有住宅の改修工事を行った市民に対し、改修工事費用の一部を補助する制度です。

この制度を利用される方は、必ずリフォーム工事を実施する前に、補助金交付申請を行ってください。申請前に工事を行われた場合は、補助対象にはなりませんので注意してください。

### 補助対象工事・補助金など

補助対象工事	交付要件	補助対象経費	補助金の額
現在居住している個人住宅に行うリフォーム工事	リフォーム工事を行う個人住宅が、工事完了後に新たに二世帯住宅となる場合	リフォーム工事(50万円以上(消費税を含む)の工事に限る)に係る経費	補助対象経費の100分の10以内の額(算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を限度とする。
	上記に該当しない場合	リフォーム工事(20万円以上(消費税含む)の工事に限る)に係る経費	補助対象経費の100分の5以内の額(算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。
転居又は転入を目的として、市内の中古住宅に行うリフォーム工事 ※転居：借家から持家への転居が該当。	(1)リフォーム工事を行う中古住宅が、工事完了後に新たに二世帯住宅となる場合	リフォーム工事(50万円以上(消費税を含む)の工事に限る)に係る経費	補助対象経費の100分の10以内の額(算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を限度とする。
	(2)リフォーム工事を行う中古住宅が、東側地区(※)の区域内に立地している場合	リフォーム工事(20万円以上(消費税を含む)の工事に限る)に係る経費	補助対象経費の100分の5以内の額(算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。
	(1)、(2)のいずれにも該当しない場合	リフォーム工事(20万円以上(消費税を含む)の工事に限る)に係る経費	補助対象経費の100分の5以内の額(算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。

※東側地区：都部、都部新田、湖北台1丁目～10丁目、中峠台、中峠、中里、中里新田、古戸、日秀、新木、新木野1丁目～4丁目、南新木1丁目～4丁目、布佐西町、布佐1丁目、布佐、布佐平和台1丁目～7丁目、江藏地、都、新々田、三河屋新田、相島新田、大作新田、布佐下新田、浅間前新田

申請方法など詳しくは、建築住宅課窓口  
さい。

問 建築住宅課・内線529